

栃木労働基準監督署長より、平成 31 年 1 月 16 日付け栃木基署発 0116 第 1 号『改正労働基準法等の周知について（協力依頼）』をもって、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が昨年 7 月 6 日に公布され、労働基準法の改正に関する規定が平成 31 年 4 月 1 日から順次施行されることに伴い、関係リーフレットである「[働き方改革を推進するための関係法律の施行日及び概要](#)」、「[労働時間法制の見直しについて](#)」、「[労働時間相談・支援コーナーが設置されました](#)」や、栃木労働局、厚生労働省の該当ホームページを会員企業等へ周知するなど、法改正等に係る周知への協力依頼がありました。

「残業時間の上限規制」「年 5 日間の年次有給休暇の取得」など、しっかり理解して対応をお願いいたします。

詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。

- [栃木労働局ホームページ](#)

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>

- [厚生労働省ホームページ](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html